

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 17 条の規定に基づき、審理員となるべき者の名簿を作成したので、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 15 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

審理員となるべき者	備考
考査課に所属する職員	職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく退職手当の支給制限に対する審査請求及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 2 項に規定する手数料の徴収に関する処分についての審査請求であって、当該処分に考査課が関与することとなる場合における、当該処分に対する審査請求を除く。
総務課に所属する職員	職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく退職手当の支給制限に対する審査請求に限る。
人事課に所属する職員	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 2 項に規定する手数料の徴収に関する処分についての審査請求であって、当該処分に考査課が関与することとなる場合における、当該処分に対する審査請求に限る。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）